

平成29年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第1回）議事要旨

1 日 時 平成29年5月12日（金）15時00分～16時10分

2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3 出席者 大芝，奥乃，影山，菊池，越，佐藤，椎原，高戸，塚本，中村，奈良，野坂，
藤田，柳本，吉川の各委員
(機構側出席者)

福田機構長，岡本理事，森理事，武市研究開発部長
森教授，宮崎准教授，六車特任教授，齋藤助教
内藤管理部長，八木学位審査課長

4 委員長及び副委員長の選出

委員長及び副委員長の選出について，学位審査会規則に基づく委員による互選の結果，委員長に大芝委員が，副委員長に影山委員が選出された。

5 平成28年度学位審査会（第5回）議事要旨について
確定版として配付された。

6 議 事

(1) 学位取得者数について

学位審査課長から，資料3-1から3-6に基づき，平成28年度10月期までの短期大学及び高等専門学校卒業等に係る学士の学位取得者数等並びに平成28年度までの認定課程修了者に係る学士，修士及び博士の学位取得者数等について報告があった。

(2) 短期大学及び高等専門学校卒業等に係る学士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から，資料4-1から4-4に基づき，平成29年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け，平成29年度4月期の学士の学位授与の申請について，通例申請分については修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を，特例申請分については修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査等が付託された。

(3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から，資料5-1及び5-2に基づき，平成29年3月の認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，修士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け，平成29年3月の認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請について，論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(4) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から、資料 6-1 及び 6-2 に基づき、平成 29 年 3 月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、博士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成 29 年 3 月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 平成 29 年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料 7 に基づき、平成 29 年度の認定課程に係る教育の実施状況等の審査について説明があり、審議の結果、あらかじめ 7 月から開催予定の専門委員会・部会において教育課程及び教員組織等の審査を開始することが了承された。

(6) 平成 30 年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

学位審査課長から、資料 8 に基づき、平成 30 年度に教育の実施状況等の審査の対象となる各省庁大学校の認定課程について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該大学校の長に対し、今年度の 9 月 30 日までに所管省庁を経由して審査の実施について通知することとされた。

(7) 高等専門学校の特攻科に係る認定の審査の付託について

(8) 高等専門学校の認定特攻科の特例適用認定に係る審査の付託について

(9) 特例適用特攻科に係る教育の実施状況等の審査及び認定申出の審査について

学位審査課長から、資料 9、10、11-1 及び 11-2 に基づき、平成 28 年度第 2 回学位審査会において特例適用特攻科に係る教育の実施状況等の審査対象として選定されていた函館工業高等専門学校について、平成 30 年度に予定している組織改編に伴い、「特例適用認定の申出」及び「特攻科の認定の申出」が平成 29 年 4 月末に提出されたことにより、審査の重複を避けるため、実施予定であった教育の実施状況等の審査は行わず、組織改編に伴う認定申出の審査のみを実施したい旨の説明があり、審議の結果、今年度の 5 月中旬までに当該高等専門学校へ教育の実施状況等の審査を行わない旨を通知することとされた。その後、機構長から学位審査会に、適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(10) その他

①短期大学及び高等専門学校の専攻科認定状況について

学位審査課長から、資料 12 に基づき、平成 29 年 4 月現在における認定の状況について説明があった。

②短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科認定状況について

学位審査課長から、資料 13 に基づき、平成 29 年 4 月現在における認定の状況について説明があった。

③独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会運営内規の制定について

学位審査課長から、資料 14 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

④専門委員会・部会におけるパソコン等の活用について

越委員及び学位審査課長から、資料 15 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

⑤省庁大学校の課程修了者に対する論文審査及び試験の実施について

学位審査課長及び菊池委員から、資料 16 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

⑥平成 29 年度学位授与関係スケジュールについて

学位審査課長から、資料 17 に基づき、現時点での審査スケジュールについて説明があった。

以 上